

審 査 基 準 整 理 票

処分名	自動車臨時運行許可		
根拠法令名	道路運送車両法 (昭和26年法律第85号)		(条項) 第 3 4 条
	道路運送車両法施行規則 (昭和26年省令第74号)		(条項) 第 2 0 条
基準法令名	道路運送車両法 (昭和26年法律第85号)		(条項) 第 3 5 条
所管部署	市民部 戸籍住民課 庶務係		
標準処理期間	1 日	法定処理機関	一日
【審査基準】 ・文書の名称 【 <input type="checkbox"/> 】 ・掲載図書等 【 <input type="checkbox"/> 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載			
道路運送車両法第 3 5 条に該当することを基準とする。			

参 考

【根拠法令】

・道路運送車両法

(臨時運行の許可)

第三十四条 臨時運行の許可を受けた自動車を、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従って運行の用に供するときは、第四条、第十九条、第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

2 前項の臨時運行の許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長（「行政庁」という。次条において同じ。）が行う。

・道路運送車両法施行規則

(臨時運行の許可)

第二十条 法第三十四条第一項(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の臨時運行の許可は、その運行の経路の最寄りの行政庁(運輸監理部長若しくは運輸支局長又は市、特別区若しくは道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号。以下「施行令」という。)第四条に規定する町村の長をいう。)が行う。

【基準法令】

・道路運送車両法

(許可基準等)

第三十五条 前条の臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。

2 臨時運行の許可は、有効期間を附して行う。

3 前項の有効期間は、五日をこえてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。

4 行政庁は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行許可証を交付し、且つ、臨時運行許可番号標を貸与しなければならない。

5 前項の臨時運行許可証には、臨時運行の目的及び経路並びに第二項の有効期間を記載しなければならない。

6 臨時運行の許可を受けた者は、第二項の有効期間が満了したときは、その日から五日以内に、当該行政庁に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を返納しなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。